

医師偏在解消推進事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、医師少数区域等における医師の勤務を促すことにより、医師偏在の解消を図るため、医療法第5条の2第1項の認定を受けた医師が在籍する医師少数区域等の病院又は診療所の開設者(市町を含む。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則(昭和31年静岡県規則第47号)及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「医師偏在解消推進事業」とは、令和2年7月9日医政発0709第4号厚生労働省医政局長通知「認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業の実施について」に基づき実施する事業をいう。
- (2) この要綱において「医師少数区域等」とは、医療法第30条の4第6項に規定する区域及び同法第30条の4第2項第14号に規定する区域(同法第30条の4第6項に規定する区域を除く。)内の区域であって、医師の確保を特に図るべきものとして当該区域の属する都道府県の知事が定めたものをいう。
- (3) この要綱において「認定を受けた医師」とは、医療法第5条の2第1項の認定を受けた、医師免許取得後3年目から7年目までの医師をいう。

第3 補助の対象及び補助額

次の表に掲げるとおりとする。

1 種目	2 補助対象経費	3 基準額	4 補助額
研修 受講 経費	雑役務費(研修受講料) 旅費	認定を受けた医師1人当たり次により算出された額 (1)研修受講料 10,000円×勤務月数 (2)旅費 県内2,000円×勤務月数 県外12,000円×勤務月数	1 種目ごとに補助対象経費の基準額と実支出額とを比較して少ないほうの額を選定する。 2 種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない額(1,000円未満切捨)を補助額とする。
購 入 経 費	備品費(図書)	認定を受けた医師1人当たり 54,000円	
勤 務 経 費	旅費	認定を受けた医師1人当たり 県内4,000円×勤務月数 県外24,000円×勤務月数	

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 経費所要額調べ（様式第3号）
- エ 所要額明細書（様式第4号）
- オ 認定を受けた医師の認定証明書（写し）
- カ 収支予算書の抄本（市町にあっては歳入歳出予算書の抄本）
- キ その他知事が別に定める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業に要する経費の20パーセントを超える変更をしようとする場合
 - イ 補助事業の内容の変更をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならないこと。
- (4) この補助金に係る対象経費につき、重複して補助金その他の金銭の交付を受けてはならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第5号）
- イ 変更事業計画書（様式第2号）
- ウ 変更経費所要額調べ（様式第3号）
- エ 所要額明細書（様式第4号）
- オ 収支予算書の抄本（市町にあっては歳入歳出予算書の抄本）
- カ その他知事が別に定める書類

第7 実績報告書

(1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書（様式第6号）
- イ 事業実績書（様式第2号）
- ウ 収支精算書（様式第3号）
- エ 所要額明細書（様式第4号）
- オ 収支決算書（見込書）の抄本（市町にあっては歳入歳出予算書の抄本）
- カ その他知事が別に定める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して 30 日を経過した日（第 5 の(1)のウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知が到達した日から起算して 30 日を経過した日）又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の翌年度の 4 月 10 日まで

第 8 請求の手続

(1) 提出書類 1 部

請求書（様式第 7 号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して 10 日を経過した日まで

第 9 概算払の請求手続

提出書類 各 1 部

ア 概算払請求書（様式第 7 号）

イ 資金状況調べ（様式第 8 号）

第 10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（消費税仕入控除税額等が 0 円の場合を含む。）には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第 9 号）により、別に定める日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

この要綱は、令和 2 年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和 3 年度分の補助金から適用する。